

令和6年11月定例会 防災・環境対策特別委員会（付託）

令和6年12月16日（月）

〔委員会の概要〕

岡田副委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

次に、当委員会の付議事件について、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）について（資料1）

○「水災害に関する減災会議」について（資料2）

勝川生活環境部長

この際、1点、御報告させていただきます。資料1を御覧ください。徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）についてでございます。

1、改正の背景・趣旨といたしまして、本県では、平成17年3月に制定した徳島県生活環境保全条例において、生活環境の保全及び災害発生を防止するため、土砂等の埋立て等について、必要な規制を行っております。

一方、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、新たに危険な盛土等を全国一律で規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和5年5月に施行されました。これを受け、本県では現在、規制区域の指定に向け、検討しているところです。

並行して、当部が所管する当該条例の規制内容について、盛土規制法と一部重複する部分を整理するため、2、条例改正骨子（案）に記載のとおり、災害発生防止に関する規定を削除するものです。

3、今後のスケジュールといたしましては、議会での御論議をはじめ、パブリックコメントの実施や、環境審議会生活環境部会での御審議を経て、来年の2月定例会において条例改正案を提出させていただきます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

新瀨県土整備部副部長

1点、御報告させていただきます。資料2を御覧ください。水災害に関する減災会議についてでございます。

さきの能登半島豪雨では、輪島市や珠洲市などにおいて、集中豪雨に伴い、多数の中小河川が氾濫し、尊い人命が失われる甚大な被害が発生しております。こうした激甚化・頻発化する水災害の教訓を踏まえ、避難情報を発信する市町村とあらかじめ避難判断に関する防災情報を互いに共有することに重点を置いた会議を12月24日に開催し、国、県、市町

村による防災・減災対策に取り組んでまいります。

具体的には、近年、浸水被害が大きかった飯尾川や海部川などでの緊急点検結果の報告、市町村によるハザードマップ作成を支援するための洪水浸水想定区域図の説明、これまでの12,520か所の土砂災害警戒区域に加え、新たな区域指定に向けた基礎調査の本格的な実施などについて、市町村と情報共有した上で今後の方向性を確認してまいります。

会議の内容については、県ホームページにおいて、県民の皆様に周知してまいります。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田副委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

私からはまず、平成25年6月に策定されております徳島県農業版業務継続計画、いわゆる県農業版BCPについてお尋ねさせていただきたいです。この県農業版BCPは、2011年に発生しました東日本大震災を受けて策定されたものと認識しているんですけども、まず当時の福島県の状況を紹介させていただきます。農業等の被害が300件で約21億円、水産被害が263億円、農地等の被害に至っては県内で4,358か所で約2,300億円以上の被害があったということでございます。また、林業被害が24億円ということで約2,700億円の被害が福島県で発生したという状況でありまして、徳島県においても南海トラフ巨大地震に備えることが必要でございます。

平成25年に策定をされましてから10年たっております。この10年間に、計画に基づいて県内において実施された活動等がございましたら、教えていただけますでしょうか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、農業版BCPの活動状況について御質問を頂きました。

農業版BCPは、先ほどお話しいただきましたように、東日本大震災で農地、それから農業用の施設、特に排水機場等が甚大な被害を受けたということで、本県におきましても来たるべき南海トラフ巨大地震で大きな津波の浸水被害が予想されているのですが、そこからいかに早く被災農地を復旧するか、早く営農を再開していくのかということで、取組を開始したものでございます。

まずは、津波で農地が浸水してしまいましたら、それを排水しなければいけないということで、特に低い土地でしたら排水機場に頼らざるを得ないのですが、東北におきましては、排水機場が津波で流されまして、排水機場に保管してあった排水機場関係の完成図書ですとか、図面関係、それらが皆流されてしまって復旧着手に時間を要したということの問題としてお伺いしました。本県におきましては、津波浸水区域にあります排水機場の資料を電子化いたしまして、万代庁舎の7階ですとか、あるいは県西部の庁舎、それから県庁のファイルサーバーに多重にバックアップを取ったところでございます。

また、農業施設の主な管理者である土地改良区におきましては、被害を受けたときの被

害の確認の優先度、また復旧の優先度、それから改良区の役職員、また関係部局、こちらの連絡体制等々を整理しまして、事前から備えておこうということで、土地改良区BCPの策定を支援しているところでございます。

また、先ほど申しましたように、津波で浸かってしまったら塩害が発生するということで、塩害をいかに早く取り除くかということで、浸水が想定される農地の除塩訓練を農業者の皆様とも協力しながらやってきたところでございます。

また、揺れによりまして農業用のため池等々に亀裂が発生した場合等は、そこへ大雨が降ると決壊のおそれもあり、できるだけ早くため池の水位を下げなければいけないということで、地震被害があった場合に重機が入れないとか、停電したりとかいうことが多々懸念されますので、原始的なんですけど、サイフォンを利用して、ため池の水を吸い上げて外に出して水位を低下するという緊急放流訓練、こちらにつきましても、令和2年から取り組んでいるところでございます。

また、その時に使用しましたサイフォンの機器はホースがメインになるんですけども、それは訓練させていただいた土地改良区に保管していただくことで、いざというときには近くの土地改良区が中心となって、ため池に使用していったらという訓練等を実施しております。

#### 北島委員

主にため池での訓練、また早期の営農の再開が目的で策定されていると思います。先ほど申し上げましたとおり、東日本大震災の状況を踏まえて10年ですけれども、直近で言えば能登半島地震もありましたし、また熊本地震も2016年にありました。

この時にも、各地に大きな被害が及んでいるんですけれども、これらの東日本大震災以降の災害の被災状況、また農業の営農再開等の状況を踏まえた改定等々が行われているのでしょうか。

#### 中原農山漁村振興課長

ただいま、農業版BCPの改定の状況について御質問を頂きました。

能登地域では地震による大きな被害に加えまして、9月には線状降水帯による、更に追い打ちをかけるような被害が発生しているところでございます。

現時点では、農業版BCPの文面自体の改正はまだできていないところでございますが、現在、輪島市へ当方の職員を派遣して、復旧活動に従事させていただいているところでございます。その職員からの意見なり課題、反省点等々を踏まえまして、今後、改正していけたらと思っているところでございます。

#### 北島委員

現地で調査等されているということで、さらにブラッシュアップしていただいて、実効性のある計画にしていきたいと思います。この農業版BCPというのは主に県が主体の対応がメインになってくるということですので、個々の農業を営んでおられる方々が、それぞれに事業計画BCPを策定するというのも必要ではないかと思っております。

しかしながら計画を立てる場合、農業の規模であるとか、こういったものを作っているとか、様々な条件というか、また就農されている方の年代にもよると思います。

一概にこういうふうなBCP計画を作ってくださいとは言えないというのが実状だと思いますけれども、その上で個々の農家がBCPを作ることが必要ではないかと思っております。

この点について、県が今後どのように対応できるか、どういうお考えがあるか教えていただけないか。

中原農山漁村振興課長

個々の農家におけるBCP策定の必要性ということで御質問を頂きました。

先ほど御説明できていなかったのですが、農業版BCPと併せまして、平成25年度に早期営農マニュアルというのも策定してございます。

除塩訓練等につきましては、早期営農再開マニュアルの中に記載させていただいています。その中で、先ほど御指摘がありましたように、個々の農家においても被災の状況、津波で全部いかれてしまうのか、部分的なのか等で違いはあるんですけれども、まず今の営農の現状を確認していただきまして、資材の調達先であるとか、それから資金の状況、あるいはどこで機械の修理を頼むか、そこらをまずはできることから個々の農家においても整理をしていただきましょうということで、記載をさせていただいているところでございます。

ただ、被災の程度によりまして具体的にどうするんだというところが、なかなか難しいところでございまして、これを準備しておいたら大丈夫というのはないんですけれども、農業支援センターとも更に連携いたしまして、個々の農家の方も、いざという時どうするという準備に取り組んでいけたらと考えているところでございます。

北島委員

是非とも各農家さんに、この計画が必要だということを啓蒙<sup>もう</sup>していただきたいと思えます。

先週の金曜日の徳島新聞に、地籍調査の進捗が県内44.1%という記事が出ておりました。この記事の中で、地籍調査が未実施だと境界確認に手間が掛かり、災害時には復興に支障が出ると書かれております。

これを農業の面から言いますと、復興に支障が出るというのは、農業者の皆さんからすれば営農再開に支障が出る、また営農を再開できないという意味になると思います。

この地籍調査というのは、非常に重要なものだと思いますけれども、地籍調査に対する今後の取組について教えていただけますでしょうか。

中原農山漁村振興課長

地籍調査の取組、また進捗状況と、今後の進め方について御質問を頂きました。

道路ですとか水路の工事、それからお話がありましたように自然災害からの復興工事など、いろんな工事の着手には、まずは関係者の立会による境界立会、それから必要に応じまして立会結果に基づく用地買収とかが必要になるところでございます。

東日本大震災におきまして、地籍調査の実施の有無により、復興工事の着手までに要する期間に大きな違いがあったということでございます。

本県では毎年、県予算ベースでございますが10億円を確保しまして、市町村が主体となって地籍調査の推進に取り組んでいるところでございます。

進捗率でございますけれども、令和5年度末で44%でございますが、県の中でも災害発生リスクの高い重点地域におきましては67%、それから中でも津波浸水区域につきましては78%が調査を完了しているところでございます。

これらの取組によりまして、単年度当たりの進捗率は国の約3倍という状況になっております。

また、高精度な空中写真ですとか、尾根や谷を詳細に表現した微地形表現図といったリモートセンシングデータを活用しまして、通常であれば立会をするんですけれども、その立会を必要最小限度にとどめて確定することが可能な新技術の導入にも取り組んでいるところでございます。

これによりまして、現地立会ですとか測量に要する時間、手間を削減、省力化しまして、効率的に調査を進めていきたいと考えております。

今後とも社会資本整備の円滑化とか早期復旧に大きく寄与する地籍調査につきまして、市町村の方とも連携し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 北島委員

だいぶ進捗して、新しい技術も使うということですので、この新聞記事の中では全国平均を8.6%下回るというようなことが書かれておりますけれど、是非とも強力に進めていただきまして、災害発生後の営農再開がスムーズにできるように取り組んでいただきたいと思います。

それとあと1点、先ほど県土整備部から御報告のありました、水災害に関する減災会議ということで、ここには洪水時の避難について協議をするということでした。

私がこの前の代表質問の中で、県内の河川に架かる橋の高さが堤防の高さより低く、そこから計画高水位に至るまでに、川から氾濫してしまうという状況があるということで、橋の架け替えを要望させていただきました。

御答弁の中では、各市町村との調整も必要ということで、なかなか難しいという状況もありますけれど、この辺は進めていかなければならないと思っております。具体的な答弁はなかなか難しいかと思っておりますけれども、もし、今後の取組方針があれば、意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### 鈴江道路整備課長

ただいま、北島委員から、橋の架け替えについて御質問を頂きました。

6月議会でも答弁させていただきましたように、現状は河川管理施設等構造令に合っていない橋梁りょうがあるということは十分承知しております。

今後ですけれども、河川の整備計画等々との連携もありますので、そのあたりを河川整備課と共に協議をしながら、前に進むように何か考えていきたいと思っております。

北島委員

非常に調整が難しいといいますが、各市町村もありますけれども、周辺の土地を所有されている方との協議もあると思いますけれども、まずこういったハードを整えるというのも重要だと思いますので、是非とも強力に進めていただきたいと要望して、質問を終わりたいと思います。

沢本委員

さきの事前委員会で、盛土規制法について質問をさせていただきました。それに関連しまして冒頭、勝川生活環境部長から御報告がございました徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）につきましてお伺いいたします。

生活環境保全条例における土砂の埋立ては、宅地や店舗などの造成工事における埋立てなどを規制しているということであるかと思いますが、年間何件くらい許可を出されていますでしょうか。

それとまた、熱海市におきまして問題となりました規制に当たりまして、これまで課題などはございませんでしたでしょうか。まず2点、お伺いいたします。

田中環境管理課長

ただいま、沢本委員から、この度の徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）に関連いたしまして、現行の生活環境保全条例における許可件数と、それに当たっての課題についての御質問を頂きました。

徳島県生活環境保全条例においては、外部から土砂を搬入する3,000㎡以上の土地を埋め立てる事業について許可が必要となっています。

令和5年度の許可件数は、新規許可が8件、埋立てをする期間の延長などによる変更許可が8件、合計16件となっております。

次に規制に当たっての課題といたしましては、埋立面積の規定はございますが、盛土の高さの制限がないため、崩落等の災害発生防止に対し指導が困難となっております。

また、罰則規定はあるものの、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっており、事業者に対しまして罰則が抑止力として十分機能していないところでございます。

盛土規制法におきましては、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制し、罰則が抑止力として十分機能するよう強化されていることから、土砂の崩落といった災害発生防止につきましては、法律による実効性の高い対応に委ねることができ、これまで以上に県民の安全安心につながるものと考えています。

沢本委員

もう一点、土壌汚染などにつきまして、引き続き条例で規制しているということですが、どのような検査を行って土壌汚染対策をしていくのでしょうか。お伺いいたします。

田中環境管理課長

土壌汚染対策についての御質問を頂きました。

条例に基づく許可に当たりましては、土壤汚染を防ぐために事業の各段階で事業者に必要な土壤検査や水質検査と、それらの報告を求めています。

まず埋立ての前には、元々の土地が汚染されていないか土壤検査を実施し、次に埋立ての際には、搬入する土砂の土壤検査を求め、更に雨水による浸透水の定期的な水質検査や埋立完了時の土壤検査を義務付けています。

なお、土壤・水質双方ともにカドミウムや鉛、水銀といった重金属化合物、クロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンといった揮発性有機化合物、シマジン、チウラムといった農薬など29項目の有害物質について検査を義務付けて、健康被害の発生防止に取り組んでいるところでございます。

#### 沢本委員

埋立てにおきましては、いろんな段階において、それぞれ適切な検査がされているということでございます。

危険な盛土によります災害発生防止につきましては、さきの盛土規制法、法律による実効性の高い対応に委ね、また土壤汚染対策をはじめとしました環境保全につきましては、引き続き条例で対応していくということで理解をしました。よく分かりました。

法律と条例、それぞれの目的に沿って、しっかり事業者に対して指導を行い、県民の生命、財産、暮らしを守っていただきますよう、お願いいたしまして、質問を終わります。

#### 竹内委員

私から2点お伺いいたしますが、まずインフラ、とりわけ県管理の橋梁の老朽化についてお伺いしたいと思います。

昨年の6月議会で、眞貝議員から同様の質問がされておりまして、既に対策に着手しているという御答弁だったと思います。能登半島の地震、それから近年、集中豪雨的な大雨も含めて、橋梁が損壊して集落が孤立するというようなケースも多々生まれている状況だろうと思いますので、まず県管理の橋梁は、当時2,700橋くらいが示されて、対策が必要と判定をしてる部分については対策をしているという御答弁でしたが、現段階で判定がⅢ、対策が必要な橋梁数と対策の状況について、お伺いをしたいと思います。

#### 鈴江道路整備課長

ただいま、竹内委員より、県管理橋梁の早期に措置を講ずべき状況の橋梁数と対策の状況について質問がございました。

県が管理する約2,700橋の橋ですけれども、年々老朽化が進展しておりまして、長寿命化に向けて維持管理コストの縮減、安全性、信頼性の確保、予算の平準化を図るため、橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

この橋梁長寿命化修繕計画につきましては、5年おきに点検を行い、各部材の損傷度合いを調査した上で健全度を評価するとともに、修繕の時期や方法を定めているところでございます。

それで現在、平成30年度までの点検での評価で、いわゆる評価Ⅲの、早期に措置を講ずべき状態になっているものにつきましては約400橋ございまして、既に全ての橋梁で事業

に着手しており、これまでに6割に当たる約250橋の修繕工事を完了しております。

また改めて令和元年から令和5年度に実施した点検の結果につきましては、5年間で老朽化が進展しておりまして、老朽化が進展したかどうかの健全度を再評価いたしまして、早期に措置を講ずべき状態と判断したものが、現在、設計・工事中を含め約400橋となっております。

再評価の結果追加された250橋のうち、既に150橋については設計に着手しておりまして、残り100橋についても速やかに設計を行って順次修繕工事に着手し、引き続き継続した対応を行ってまいりたいと考えております。

#### 竹内委員

橋梁の修繕ということですから相当予算も掛かることだろうと思います。国から一定程度の予算措置もあるんだろうと思いますけれども、それなりの構えを持って対応いただきたいと思います。相当数が設計段階であるということですので、今後の対応も含めてお願いをしたいと思います。

2014年度から5年に一度、近接できちんと目視をするということと、診断結果を分類して対応するというので、対策が必要という橋梁についてお示しいただきましたが、市町村が管理している橋梁で、今お示しいただいたような対策の状況というのは、県として把握をされているのかどうか、その状況についてお伺いしたいと思います。

#### 鈴江道路整備課長

ただいま、市町村が管理する橋梁の状況について御質問がございました。

県内24市町村が管理する橋梁は約9,300橋ございまして、現在、平成30年度までの点検での評価で、早期に措置を講ずべき状態となっているものについては約1,000橋ございます。

うち700橋は事業に着手しておりまして、これまでに約550橋の修繕工事を完了しているところです。

また改めて令和元年から令和5年度に実施した点検の結果では、5年経過して老朽化が進展したかどうかの健全度評価におきまして、早期に措置を講ずべき状態と判断したものが現在、設計工事中を含めて約800橋となっております。

これらの橋梁につきましては順次、修繕工事を進めるよう市町村に対して指導をしてまいりたいと考えております。

#### 竹内委員

市町村も同様に国から予算措置はあると思いますけれども、相当厳しい財政状況だろうと思いますので、いろんな手立てを考えてほしいなと思います。

続いて、いわゆるIV判定、緊急的に対策をしないといけない橋もあろうかと思いますが、それが県内にどの程度あるのかということ、それと通行止めをされた橋梁もあろうかと思いますが、それによって、いわゆる集落への影響等がどの程度、生じているのか、又は生じていないのかということについて、どのように把握をされているのかお伺いいたします。

鈴江道路整備課長

ただいま、県内に緊急に措置すべき、要は通行止めが必要な橋梁の状況についての御質問を頂きました。

まず県が管理する橋梁についてでございますけれども、直ちに通行止めとする緊急に措置を講ずべき状況の橋梁はございません。

次に市町村が管理する橋梁につきましては、緊急に措置を講ずべき状態の橋梁が現在9橋報告されており、その全ての橋梁で通行止めの措置が取られているところでございます。通行止めにつきましては、市町村より地元住民に対して通行止めの理由、迂回路、更に対応策などを十分に御説明し、周知しまして、理解を得ているところでございます。

竹内委員

数値をきちんと把握されているということで安心もしましたし、通行止めになると、その橋を改めて作るということは、非常に難しい状況もあらうかと思っておりますので、今後、迂回路等、技術的な御支援も頂ければ有り難いと思っております。

提案というか、前回の、去年の一般質問で少し提言もしましたが、市町村の技術的な職員も相当数減っていると思っております。

5年に一度、その自治体で橋を近接目視をして修繕の対策をするということになれば、できる自治体、苦勞しながらやる自治体、もしかするとできない自治体も増えてくるのではないかなと思います。様々な道路の改良、新設とかで、これまで国が管理をされていた橋梁が県道として管理をしなければいけないとか、県道だった道路が市町村道に移管されるということも増えてきます。そうした場合に、例えば県が設計、施工をして、大きい橋ができたのを、市町村が管理をするとなると、それなりの御苦勞も増えてくるのかと思いますし、いろんな意味で道路管理を総合的に見直す時期にも来ているのではないかという気がします。

そうしたことも含めて、先ほど申されたように、長寿命化を進めていく一方で、業務量が増大して予算は減っていくという矛盾する状態ですので、何か対策を考えなければいけないと思いますが、その辺の所見について、お考えをお示しいただければと思います。

鈴江道路整備課長

ただいま、公共施設の長寿命化を進める中で、予算や人員について様々な懸念があるという御質問を頂きました。

これに対して、まずインフラメンテナンスにおきましては、継続的な点検、診断、工事、記録のいわゆるメンテナンスサイクルが必要となっておりまして、県や市町村の道路管理者の業務量が増大し、人員不足が懸念されている中、技術力を持った人材を育成することが重要であると考えております。

そこで、これまで国、県、市町村の道路管理者が一堂に会し、情報共有を行う道路メンテナンス会議を立ち上げ、点検や補修工事に必要となる技術力の向上を図っているところであります。

市町村を含めた全ての技術者の育成のために、具体的には現物の橋梁を題材として点検

や修繕方法の講習を行う現地講習、最新点検技術の導入事例の座学を行う技術講習会などを、令和5年度は7月、8月、1月に開催し、今年度は7月に行っており、更に来年2月にも開催する予定としております。

この技術講習会におきまして、ひび割れを自動検出する技術やドローンを活用した点検方法など、デジタル技術の活用の実績等も共有しており、参加いただいた市町村の担当者からは、今後DXの導入を検討しているなどの御意見も頂いているところでございます。

今後とも、道路施設のメンテナンスサイクルが確実かつ適切に進められるよう、必要な技術力を有する人材の育成に取り組んでまいります。

#### 竹内委員

インフラの老朽化でそれぞれの自治体が、先ほども言った監視と判断をしないとイケないとなったときに、要するにそれまで市町村でやったことがないことに取り組まなければいけないということで、技術職の不在が深刻だということも全国紙で報道されました。県内にはないと思いますけれども、ある自治体では、自治体の職員が現地に行って、コンクリートを塗ったりとかいう修繕をしている、いわゆるDIYが実際にあるということです。

それで何とか最小人数の中でやっていくとも捉えられますけれども、技術的にそれが本当に安心・安全につながるのかという懸念はあります。財政的な支援ができるのかどうかというのももちろんありますけれども、今お示しいただいたような技術的な講習や現地での講習等も含めて、県とそれぞれの自治体に積極的な御支援を今後ともお願いをしたいと思います。

2点目は、防災とトイレの関係について、お聞きをしたいと思います。

いろいろ調べますと、県で徳島県災害時快適トイレ計画というのが平成29年3月にできている。続いて、平成29年8月に徳島県災害時快適トイレ計画アクションプランができています。

令和4年策定の、徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルを見させていただくと、相当丁寧にいろんな議論を踏まえて作り込んでいるというのが十分分かりますし、加えて先週末に、内閣府からトイレに関して自治体向けの指針が示されました。確か14日の朝刊で報道されていたと思いますけれども、それと比べても遜色のない状況が、既に徳島県でガイドライン、マニュアルとして策定されていることについて評価をしたいと思います。

もちろんそのマニュアルの中で、避難者が避難所で安心をして快適に過ごせる環境を実現する、災害関連死ゼロを目指すということがはっきり文書化されていますので、そこを目指してしっかりやっていただきたいということを、まず申し上げたいと思います。国も県も示している内容というのが、徳島新聞でも先週報道されていますけれども、災害の発生当初から50人に1個のトイレを用意するよう備蓄をしておくことを要請している。一定期間経過をすると、トイレは20人に1個が必要ですよということです。

これは既に徳島県でもマニュアル化をされていますので、それを目指してやっていくのだらうと思いますが、果たして県の作成しているマニュアルや考え方が、県内の自治体や様々な団体に共有をされているかというところが、少し首をひねるといいますか、どのようにやっているのだらうという疑問があるわけです。

トイレは結構大事で、東日本大震災の時も、熊本の地震の時もそうでしたけれども、まずトイレがめちゃくちゃになって、特に女性はトイレに行かない、行きたくないという理由で水を飲まない、余計に体調が悪化するというような悪循環になりますので、トイレの環境整備というのは、かなり大事だと思っています。

話を元に戻しますけれども、県で作っているこうしたすばらしいマニュアル、ガイドラインが、どのようにそれぞれの自治体や関係団体と共有をされているのか、してきたのかについてお伺いしたいと思います。

#### 高木事前復興室長

ただいま、竹内委員から、今回のトイレの実践マニュアルについて、どのように周知してきたかという御質問を頂きました。

実践マニュアルの策定について少し御説明させていただきます。災害時のトイレ確保や良好な環境を保つことにつきましては、感染症の拡大や、先ほども竹内委員からお話がありました災害関連死を防ぐ上で大変重要な課題であるということで、本県では平成29年に徳島県災害時快適トイレ計画を策定いたしますとともに、より実効性のあるものとするために、令和4年3月に徳島市と連携して、実際に避難所となる渭北コミュニティセンターにおいて避難所トイレ対策検証訓練を実施させていただきました。簡易トイレとか仮設トイレ等の設置場所の検証であったり、汚物の適正な処理など実践的な訓練によりまして、手順の確認や課題の抽出を行ってまいったところでございます。

令和4年6月には、この訓練結果を基にNPO法人日本トイレ研究所の専門家からアドバイスを頂きまして、事前対策、あと時間経過に応じた設置場所、方法の確認事項、注意すべき点などを整理いたしまして、先ほど竹内委員からも御紹介がございました徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルを策定したところでございます。

この実践マニュアルにつきましては、避難所の設置者となる市町村におきまして活用いただくことが大変重要で、活用いただきますように県のホームページでも公表をさせていただいたんですけれども、これと併せまして市町村担当者に実践マニュアルを周知させていただいたところでございます。

また、県の総合防災訓練でありましたり、防災フェスタなど、様々な機会を通じまして、災害時のトイレ確保の重要性について周知を図っているところでございます。

また、市町村職員や避難所運営を担っていただきます自主防災組織の方々などを対象にいたしまして、実践マニュアルの内容を踏まえました良好なトイレ環境の確保について研修を実施しているところでございます。

今後とも、避難所における良好なトイレ環境の確保に向けまして、市町村での避難所運営訓練においても実践マニュアルを活用いただくなど、市町村職員の皆さんはもとより、避難所運営の主体となる地域の住民の皆さんにも御理解が深まりますよう、引き続き様々な機会を通じまして周知啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 竹内委員

研修とか、防災フェスタとか、いろんなところで対応をしていただいているということなんですけれども、もっと積極的にこのマニュアルは広げるべきだろうと思いますし、そ

れを通じてトイレの重要性とか、いろんなことを幅広い世代で考える機会にしてほしいと思います。

この中でも示しています、先ほども言いました、災害発生当初に50人に1個のトイレ、一定期間が過ぎると20人に1個のトイレ、スフィア基準からいうと、男性に対して女性は3倍ぐらいのトイレが必要だというような基準もありますし、その程度のトイレは備蓄できているのでしょうか。できていないならできていないで構いませんけれども、どのような状況か、お伺いできたらと思います。

#### 高木事前復興室長

ただいま、災害時のトイレの確保状況について御質問を頂きました。

トイレの確保状況につきましては、先ほど御説明させていただきました徳島県災害時快適トイレ計画を策定しております。この計画に基づきまして、各市町村で実態に応じて備蓄を進めているところでございます。備蓄の状況につきましては、各自治体のほうで、地域の実情でありましたり、災害のリスクの状況、そういったものを勘案しながら、濃淡がありますけれども、着実に進めているところでございます。

県といたしましては、市町村にトイレの確保を進めていただきますように様々な支援をさせていただいているところでございます。今後とも市町村での取組が促進されるように、県といたしましても後押ししてまいりたいと考えております。

#### 竹内委員

県全体で緊急時に全てが対応できるという対策は正直難しいと思いますし、何かがあった所に、ほかの自治体が支援に行くという体制が必要だろうと思いますので、それぞれの自治体でしっかりと備蓄を進めていただいて、県も先頭を切って、いろいろ対応もお願いをしたいと思います。

どうしても災害時に避難所として使われやすい所が、学校であったり、体育館であったりということだろうと思います。

熊本地震の時に、学校のトイレの洋式化が随分話題に上って、それぞれの自治体で対応されてきていると思いますけれども、併せて学校のトイレの洋式化ができるだけ早期に進みますように、県として何らかの対応や予算の措置ができれば有り難いと思います。

災害時のトイレの環境については、東日本大震災の時から余り改善がされていない分野の一つだろうと思います。そうはいいながらも、県でトイレカーを予算化して配備をするというようなことも取り組まれていますから、しっかりと今後もお願いをしたいと思います。

もう一つなんですけれども、多分、災害時の支援の中で、仮設トイレであったり、簡易トイレであったり、やり方、排出の仕方、それぞれ違ういろんなトイレが配備されたりするようになると思うので、学校教育の中で、学校の現場の中で防災教育として、簡易トイレや防災時のトイレの使い方、やり方、処理の仕方、いろんな方法を早い段階から学んでおくというのは大事なことだろうと思います。

そのためにこの実践マニュアルも作っていくというふうに見られるページもたくさんありますので、是非生かしてほしいと思いますが、その辺の見解についてお伺いをしたいと

思います。

#### 月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、竹内委員から、小中学校の早い段階で災害時に備えた携帯トイレの使い方に関しての学習をしてはという御質問を頂きました。

南海トラフ巨大地震等のリスクの高まりから、学校における防災教育の重要性は増していると認識しております。児童生徒に対しては、各学校で作成された学校防災計画等において避難訓練を行うとともに、関連する教科や特別活動等において防災教育を実施しているところでございます。

また、災害時には多くの学校が避難所となり、教職員が避難所運営を支援する必要があることから、これまで県教育委員会では教職員を対象とした学校防災研修会を実施しまして、災害時のトイレ確保や環境整備の重要性を啓発してまいったところです。

災害時の携帯トイレの使い方につきましては、各学校におきましても災害への危機意識が高まっていることから、地域の防災訓練に参加して段ボールベッドの組立てや起震体験をするなど、災害を想定した体験的な防災教育を推進しております。

段ボールトイレの使い方、組立方、携帯トイレの使い方等を学習した先進的な事例の報告も増えてきているところでございます。

#### 竹内委員

是非、子供だけじゃなくて、地域とかいろんな団体に、災害に向けて、トイレをきれいに使いましょうという意識付けをしていくことは非常に大事だと思います。

トイレに排せつ物がたまって、処理ができないようになって、誰も近づかなくなってしまうのは、どの震災でも聞きます。一つはみんながトイレを大事に使う、トイレを使う時のルールがある、これをみんなで分かっていくことは大事だと思いますし、それが災害関連死にもつながっていくのだらうと思います。是非、学校現場だけではなくて幅広い人を対象に、災害時のトイレの考え方を、国のほうも整備をして、県もきれいなマニュアルを作っているということも踏まえて、対応をお願いして終わります。

#### 扶川委員

先ほど議論していて気になることがあったので、少しだけ言わせてもらいます。

徳島県農業版BCP、北島委員がおっしゃった分で、東日本大震災から15年来、南相馬市におもちを送っているんですけども、たまたまタベ、その災害復興住宅の方がリングを送ってくれまして、会話してどうですかと聞くと、あきませんわと言うんです。

人口は3分の1しか戻っていない。原子力発電所が近い所ですが、もう農業ができるんですよ。放射性物質も大丈夫なんですよ。整備もできているんですよ。何が駄目なのかといたら、人がいないから、後継者がいないから、トラクターや機材を買おうとしても、今更そんな借金はできない。それどころか災害復興住宅に住んでいるんだけど、そこへ戻ってきてくれる後継者がいないから、1,000万円から1,500万円で買えるんだけど買う人がいない。いずれ災害復興住宅から人がいなくなる。本当に深刻な状況です。

先ほどBCPのお話があったんですが、これは原子力発電所だから余計にひどいんで

しょうけれども、早く復興して現地に戻してあげないと、若い人がただでさえいなくなる  
ところ、後継者不足で産業が続かないということも起こってくるんだとつくづく思いま  
した。

今、各市町村で地域計画を作って、今後、それぞれの土地を誰が耕していくかというこ  
とをセットしている。それが決まらない所は、白抜きにして対策を取っていくということ  
をやっています。そういう中でしっかり後継者の問題を解決し、災害が起こったときには、  
それを一つの好機にすればいいんでしょうけれど、力のある後継者の方がそれを引き  
受けて産業として復活させるような仕組みというのを、資金面の援助も含めて作っていく  
のがBCPとして大事なのではないかと私は思います。その点を意見として申し上げてお  
きたいと思います。

それから、徳島県生活環境保全条例についても沢本委員からありました。これは、実は  
徳島県生活環境保全条例を作る時に盛んに議論して、当時届出制であったものを、そんな  
のは駄目だ、許可制にしろと主張して、許可制になったという経過があるんですが、市町  
村も作っているんですね。その当時、いろんな危険物質が埋め立てられるから危ないとい  
うのは、ダイオキシンのことなんか散々話題になりましたけれど、罰則も含めた条例を、  
全部じゃないけれども、一部の市町村でも作っているんですよ。

その市町村も汚染の側面と災害防止の側面で、例えば勝浦町だったら土砂等による土地  
の埋立て等の規制に関する条例というのを作っていますよね。

国の法律が変わって、市町村もこれを触る必要があるのかな、ないのかなと思っていた  
ら、規模によって3,000㎡未満の所は所管していますので、おそらく余り関係ないのだろ  
うと思うんですが、そこで言いたいのは、自治体によって条例を作っている所と作ってい  
ない所がありますよね。住んでいる所によっては厳しくきちんと点検されるのに、そうで  
ない所、面積の狭い所は放置される、規制ができないという実態があります。これに関し  
て住民から相談を受けて、うちはそういう規制がないからやりにくいみたいな話もないこ  
とはないわけですね。

この際、こういう規模の小さな土砂の埋立規制についても、国で法律ができるのを機  
に、県も支援して、相談に乗って、整備していくべきなんじゃないかと私は思うんです。  
そういう動きに対して、県としてサポートしていただくお考えはあるかということをお聞  
きしてみたいと思います。

#### 田中環境管理課長

ただいま、扶川委員から、今回の徳島県生活環境保全条例の一部改正に関連しまして、  
今後規模の小さな所での上乘せの規制などについて御質問を頂いたところでございます。

現在、3,000㎡以上の土砂の埋立てが許可対象であります。許可対象外でも土壌基準  
に適合しない土砂等による埋立ては、禁止しているところでございます。

基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときには、埋立ての停止であ  
るとか、汚染状態の調査、土壌の汚染及び水質の汚濁を防止するために必要な措置をし  
たりするよう、事業者へ命令することができるとなっております。

そういったところから、必要な規制の整備はできていると考えているところでござい  
ます。

扶川委員

急に思いついて聞きましたので、またしっかり勉強していきたいと思いますが、市町村の支援をして、県下どこに住んでも汚染とか災害から守られるような仕組みにしていきたいと思います。

環境関係でさきに答弁いただいたついでに聞いておきますけれども、旧徳島テクノスクールの敷地でクロロエチレンと鉛が検出された件ですが、土壌ガス調査で昨年検出されたものが、今回は土壌ガス調査でも表土の調査でも検出されなかったということは、令和5年度の地質調査というのはデータが不正確だったんですか。

その一方で、表土を71か所調べたら、7か所で、鉛及びその化合物が溶出量基準を超えた。その7か所それぞれ超えている量は違うと思うんですけども、この表土は風に乗って飛ぶこともあります。

また、地下水の調査は不検出だったとは言いますが、時間が経てば地下水に浸透することもあると思います。

この対策について、県は現状、市からどのような指導を受けているのでしょうか。

田中環境管理課長

旧徳島テクノスクールに関連した御質問を、扶川委員から頂いたところでございます。

旧徳島テクノスクールに関する対応につきましては、土壌汚染対策法を所管しております徳島市と施設管理者が連携しながら対応を行っているところであり、当課とも情報共有を行っているところでございます。

扶川委員

具体的にどう対応しろという話はまだ聞いていないんですね。

この敷地は売却しようということで自主検査をしたんじゃないかと思うんですけど、こういう場合、撤去しないと売れないんじゃないですか。そのあたりのお考えをお聞きしたいです。

岡田副委員長

答弁する部署がないので、答弁ができる質問をしてください。

扶川委員

こうすることで、県有財産の処分にも差し支えが出てくる可能性があると思うんです。

県が保有する施設で、こういう有害物質による土壌汚染が発生する可能性がある施設というのは、ほかにもあるんじゃないかと思うのです。

売る段になって、いい加減汚染されてしまった後、どうにもならなくなるなんてことでは困りますから、ちゃんとあらかじめ調べておくべきだと思うんですけど、お考えをお聞きしたいと思います。

田中環境管理課長

ただいま、扶川委員から、旧徳島テクノスクールと同様の県有施設に対しての検査等に関する御質問を頂いたところでございます。

土壤汚染対策法につきましては、土壤汚染による健康被害を防止するために制定されているものでございます。そのため、汚染の可能性の低い土地も含めた全ての土地を調査することや、汚染の可能性があっても現時点で健康被害のない土地も一律に調査するということは、健康被害防止の目的から見て合理的でないことから法律では規定されておられません。

しかしながら、施設管理者が今までその施設がどのように利用されてきたかというような状況や、どう管理してきたかについて把握した上で検査の必要性について判断されるものと認識するものでございます。

#### 扶川委員

これまた施設管理者の話になってしまうかも。意見として申し上げておきますけれど、後で財産の処分に困るようなことになったら大変ですよ。

それから住民の健康に影響が及ぶレベルか、そうでないのかということを、分からないままにしておいて、基準なんかを読みますと、70年間水を1日相当量飲んだ場合とか、それで影響が出る出ないで基準が決まっているとは言いますが、人間が決めた基準ですから、悪いものを吸い込んで体にいいわけがないので、健康に影響が及ばないように、あらかじめそういう危険物質を放出する可能性のある施設を調べるのは当たり前でしょう。

県としては、そういう所に目星をつけて、ここは念のため調べておこうかと、手立てを取るのは当たり前だと思いますよ。

売る段になって出てきたから、困ったからどうしようなんて、そんなのは後手後手過ぎています。これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから次は、住宅の耐震化について伺います。事前委員会で、県下市町村ごとに耐震基準を満たしていない木造住宅がどれだけあるか、実情の把握を求めました。長池委員も求めていただきましたが、どのようになっていますか。

#### 美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、市町村ごとの耐震化の状況について御質問を頂きました。

市町村ごとの耐震化の状況につきましては、全市町村に対し聞き取り調査を実施したところですが、県内で人口1万5,000人以上の規模の12市町においては、おおむね住宅・土地統計調査より件数を推計しており、残りの12町村からは調査を行う人手、費用、ノウハウが不足しているなどの理由により、回答を頂けていないところであります。

また、調査結果の公表を希望されない町村もありますが、各町村の耐震化率につきましては県が独自に推計し、把握しております。

まず県全体の耐震化率につきましては、総務省の抽出調査であります平成30年の住宅・土地統計調査に基づきまして、国土交通省が示した推計方法を用いて約81.9%と算出しております。

次に市町村ごとの耐震化率につきましては、住宅・土地統計調査では市及び人口1万

5,000人以上の町村は、それぞれ住宅総数、昭和56年以降に建てられた住宅数、昭和55年以前に建てられた住宅数などのデータが公表されているため、県内の人口1万5,000人以上である全ての市及び4町、石井町、松茂町、北島町、藍住町につきましては、公表された戸数から国が示した推計方法におきまして耐震化率の推計を把握しております。

また、残りの12町村について現在、県が有している資料では、令和2年度に耐震改修促進計画の改定の際に現状を把握するため耐震化の状況を調査しており、全体の約1割となります約3,000戸を抽出した上で、戸別訪問により、耐震性を有するかどうかのアンケート調査を実施し、調査データを基にそれぞれの町村の耐震化率を推計、把握しております。

#### 扶川委員

その市町村ごとの耐震化率というのは公表を嫌がる所もあるから、公表しないというわけではないでしょう。全部言ってください。

#### 美野建築指導室長

県におきまして推計しております耐震化率につきましては、数字は全て分かっておりますので、順番に説明していきたいと思います。

国の住宅・土地統計調査から推計しました人口1万5,000人以上の12市町の耐震化率は高い順に、松茂町90.4%、藍住町89.6%、徳島市86.8%、石井町85.7%、北島町85.7%、鳴門市81.8%、小松島市80.7%、阿波市80.5%、阿南市78.5%、吉野川市78.5%、美馬市75.8%、三好市69.3%となっております。

また、県が令和2年に独自に推計しました残る12市町の耐震化率は高い順に、板野町91.5%、上板町89.6%、東みよし町88.5%、那賀町88.1%、佐那河内村81.8%、上勝町77.5%、つるぎ町74.5%、美波町71.8%、勝浦町71.7%、神山町68.6%、牟岐町67.2%、海陽町63.3%となっております。

#### 扶川委員

60%台から90%台までということで大きな開きがありますが、これを見ると、結構田舎が苦戦しているようですね。板野町は田舎ではと思いますけれど、意外に高いね。高速道路のおかげでしょうか。建て替えが進んだのかも分かりません。

結局、推計ですけど、耐震化率でこれだけということは、常にこういう数字を更新して行って、早く100%にするという努力が必要です。そのために聞いたわけなんです。

徳島市内であった住宅耐震改修工事に関する施主からの指摘を受けた県の対応について伺いますが、亀井組からは耐力壁にするために強化ボードを貼り付けた部分について、その下部が土台にきちんとつながっていなかったために、評点の見直しをした結果が施主に渡されました。評点1.2が1.06に下がりました。施主の指摘を一部認めたものですね。

県や市、それに建築士の皆さんが現場に行って工事の実際を見ていただけたおかげで、その点は大いに評価したいと思います。

その上で、このようなことが再び起こらないように、今後は壁や床、天井等、工事をした部分については、蓋をしてしまう前に、ちゃんと建築士会が現場を見る検査が行われる

ように求めていましたが、県から建築士会にお伝えいただいたか、またその結果がどうであったか教えてください。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、耐震改修における検査について御質問を頂きました。

耐震改修の検査につきましては、市町村から建築士会に委託しており、住宅の耐震化に精通した検査員により、改修工事が適正に実施されているかを確認しております。

検査につきましては、申請者がお持ちの図面、診断書等の資料に基づき、検査員と施工者の現地立会いの下実施され、施工途中の中間検査及び竣工時に検査が実施されます。

検査の内容につきましては、住みながらの工事であり、全ての箇所の確認は困難であるため、現地で確認できない箇所につきましては、施工時の写真や施工者への聴取により確認することとしております。

また、事業を進めるに当たりまして、これまでも検査についての留意事項や周知事項などがあった場合については、耐震診断員や耐震の施工者に周知を図ってまいりました。

今回の事案では、完了時には伏せてしまう壁内部への筋交いの設置など、施工時の写真が不足したことが発端であったことから、施工時の写真の撮り方など、施工者が現場管理を行う上で注意すべき項目としまして、12月12日に実施した耐震改修の施工者への講習会において周知し、検査時の確認に加えて、工事の引き渡し時に施主に対しても、工事内容を十分説明できるよう指導しております。

なお、建物所有者の一般的な相談に対しましては、技術的見地からのアドバイスを行う相談窓口の役割を担う県といたしましても、相談者に対しては疑問点の確認などといった、技術的見地からのバックアップは続けてまいりたいと思っております。

扶川委員

ありがとうございます。めったにありがとうございますは言いませんけれど、対応をきちんとしていただいたということで、よかったと思います。

ただ、亀井組が見直してきた数字についてはそれでよいのか、実は更に議論の余地があるんですね。先週の金曜日に施主にお会いしてお話を聞いたところ、耐震性の評価の仕方に関して別の疑問が出てきました。

例えば建物を、古い建物ですと工事していない所にどんなふうに筋交いが入ってるのか金物が入っているか、設計図を見ないと分からないんですが、それに基づいて推計して、ここは耐力壁とみなせる、じゃあ、こことここだけ強化して、全体として点数を上げようということが計画されるわけですが、適切な設計図が使われていないと間違えます。

これは新聞でも報道されたのですが、窓が真ん中になくて端に寄っていたと。最初の図面は真ん中だったんですよ。亀井組はそれを使ったようなんですね。しかし、それを使ったがために間違った。

ほかの部分もそうなんです。工事が完了するまでの間に、あと二つほど書類が出るそうですが、そういった設計図に基づいて推計するならいい。それができないのであれば、それは不明の壁として評価しなければいけないのに、それができていないのではないかという疑問があります。

これは通告していませんので、先ほどおっしゃっていただいたように、県として相談窓口というのを設けていただける、相談に乗っていただけるということですので、施主に来ていただきますので、技術的な助言も含めて、きちんと対応していただければということで、お願いをしてきます。

さて、この度、政府が能登半島地震を教訓にして、高齢者で家、土地を持っている人はリバースモーゲージ制度を利用して、家、土地を担保に、資金がなくても耐震改修ができる仕組みを作りました。この制度は耐震改修の評点の問題で、私が上京して国土交通省に聞き取りをした時には、国土交通省も御存じなかったんです。徳島県がこういう制度を作ることにについて、そうなんですかと急いでメモを取っておられました。

その後、これが全国標準の制度になろうとしているということで、何らかの形で国も、いい制度だなということに気付いていただいたんだと思います。徳島県が全国に先駆けて作った制度が先鞭<sup>べん</sup>をつけたと、大いに私は評価しております。

ただ、さきの議会でも言いましたが、仕組みが複雑でして、分かりやすい宣伝物、パンフレットを使わないと利用が進まない。今、具体化しようとしているのは吉野川市、もう一つくらいあるのかも分かりませんが、これからどんどん進めていただく、知事も確かこの間、これから進めようとしていると言っていたと思うんです。

今、宣伝物、啓発の資料というのは、どのような状況になっていますか。

#### 美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、リバースモーゲージを活用した利子補給制度に関しまして、普及の仕方について御質問を頂きました。

6月補正予算におきまして、耐震改修を控える傾向にある高齢者世帯に対しまして、初期費用ゼロで耐震改修に取り組むことが可能となるよう、土地建物を担保に資金を借入れし、借入人の死亡時に土地建物を売却して元金を返済するリバースモーゲージを活用して、耐震改修工事を行う際の借入額に対する利子を補給する制度を創設しました。

現在の状況は、吉野川市が9月補正において予算を確保し、募集開始に向け準備中であると聞いております。

県といたしましては、経済的な制約により、耐震改修を諦めている方への有効な施策と考えておりまして、引き続き他の市町村に対しても制度を丁寧に説明し、制度創設を依頼するとともに、パンフレット作成をはじめ、自主防災組織や防災士会と連携した相談会の開催、社会福祉協議会との高齢者世帯への直接訪問など、支援制度を利用者へ直接届けることにより普及に努めてまいります。

#### 扶川委員

着実に進めていただけたらと思いますが、私も考えたら考えるほどよく分からないところが出てくるので、いきなり聞きますけれど、例えば国の制度ではリ・バース60を使うわけですが、相続人の同意が必要です。借主が亡くなった後、資産を売却して返済するのは相続人となるという制度設計なんですけど、資産が売れなかったりすると相続人が困りますから。そういうケースもあろうかと思うんですよ。県の制度では相続人の同意というのは必要なんですか。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、リバースモーゲージ制度の活用につきまして、相続人の同意が要るかという御質問を頂きました。

これにつきましては住宅金融支援機構が所管になっておりますので、同意が要るかどうかは、申し訳ございませんが、現在は分かりません。

扶川委員

通告していなかったもので、また調べて説明いただければと思います。

ほかにもいくつか疑問もあるんです。社会福祉協議会が作っているリバースモーゲージ制度というのがあります。しかしこれは耐震改修に貸すんじゃないんですね。飽くまで食べるため、生活費として貸すんですね。

65歳以上の生活保護受給者は、取り壊し費用を差し引いた土地の資産価値が500万円以上あることが条件で、その場合に、その超えた部分だけ月額、生活保護基準の1.5倍まで借りられます。

しかし、これを利用するということは、耐震改修できないということなんですね。社会福祉協議会にも聞きましたけれど、対象にならないということです。そうした場合でも、命だけは助けたいとなると、耐震ベッドについても、負担ゼロで利用できる仕組みを作るべきだと、ずっと申し上げております。ベッドを貸与制にして、レンタル料金を徴収すると、行政の負担は少なくて済むと思います。その際、床の強化が必要なんですね。重たいですから。あるいは木でも重たい。

低所得者には、その費用も含めて補助するべきだと思います。生活保護受給者は年間11万7,000円の住宅改修費を請求できますので、床の強化にそのお金も使えるようにすれば、行政の負担は軽くて済むんですが、福祉部局に聞きますと、これは対象にできないと。頭が固いですね。こんなの駄目ですね。

だから、本当に助かる命は一人残らず助けるという全国一の制度を、もう一つ徳島県が先鞭をつけて、このベッドの貸与制を導入していただきたい。今、申し上げた生活保護受給者も含めて、命を助けられるような仕組みを検討していただだけませんか、お尋ねします。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員より、低所得者向けの耐震ベッドの支援につきまして御質問を頂きました。

耐震ベッドにつきましては、ベッドと一体となりました補助フレームを室内に設置することにより、このベッドで就寝中に地震が発生して、住宅本体に被害が発生しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができるものでございます。

低所得者の方は借家に住まわれることが多いと思われそうですが、長屋などの借家におきまして借主が設置したい場合は、所有者である大家が申請する必要があります。

なお、耐震改修や耐震ベッド設置などの対策につきましては、地震に対し自らの安全を確保、津波に対し避難を行うための自助行為の一環でございまして、まずは同様の命を守

る効果が見込まれ、簡易に行える家具固定や配置の工夫など減災化対策について、所有者や借主への周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

これも今の制度設計をもう少し研究して、引き続き議論していきたいと思いますが、是非、低所得者の対象になる制度を作っていただけたらと思います。

次に土砂災害警戒区域の見直しについて報告がありました。県内では現状1万2,520か所が土砂災害警戒区域に指定されていますが、令和2年度の測量で3,895か所増えて、これに対して現地に行く基礎調査をするという説明を事前に受けました。

そこで伺いますが、これは土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、まとめて土砂災害警戒区域というのだと思います。徳島県水防防災・砂防情報マップを見ましたが、この中に3,895か所が増えていくわけですが、時間がないので資料を頂きたいです。どこで、新たにどれだけ指定されようとしているのかの資料をください。

このうち急傾斜地について伺いますが、過去の災害履歴なんかを優先的に指定したんだろうと思います。この3,895か所はまだマップには反映していないわけですね。これが反映されるのは、いつ頃になるんですか。

#### 姫氏原砂防防災課長

ただいま、扶川委員から、今回お示しします基礎調査の予定箇所について、これがいつ反映されるのかという御質問を頂きました。

これまで本県では土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、土砂災害が発生するおそれのある区域の基礎調査を進めておりまして、国の目標を3年前倒しして、平成28年度末に1万3,001か所の全ての調査を完了し、現在、そのうちの基準を満たしている1万2,520か所について土砂災害警戒区域として指定しております。

一方、近年、全国的には従来のこういった地形図を用いた調査では抽出できなかったために、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所においても土砂災害が数多く発生しているということで、先ほど扶川委員のお話にもありましたように、令和2年に土砂災害防止対策基本指針、これを改正いたしまして、基礎調査が完了した後においても、近年の測量技術の向上を踏まえまして、高精度な地形情報等を用いて、新たな箇所の抽出に努めるとの方針が、国から示されております。

これを受けまして本県では、昨年度までに航空レーザー測量による高精度な標高データを用いた地形情報を用いて、新たに基礎調査を実施する予定箇所として3,895か所の抽出を行って、今年度から本格的に基礎調査に着手しているところでございます。

この3,895か所の調査箇所につきましては、12月24日に予定しております水災害に関する減災会議において市町村に共有させていただき、その情報が確実に住民に伝わり、避難につながるよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

土砂災害警戒区域に指定されると、その中では開発行為が厳しく制約を受けるわけで、

これも住んでいる方の利益にも直接関わってくるわけで、とはいえ命の危険があるということを知っておかなければ逃げられないわけですから、早く公表していただきたいと思います。

その上で、この急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律を読むと、急傾斜地というのは傾斜度が30度以上ある土地で、第3条には関係市町村長の意見を聞いて崩壊するおそれのある急傾斜地、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害が生ずるおそれがある土地、区域を、急傾斜地崩壊危険区域として指定するということになっております。

ここでいう相当数の居住者とか、その他の者に危害が及ぶという言葉は、具体的に何か定められているんですか。

姫氏原砂防防災課長

ただいま、扶川委員から、相当数の基準について御質問を頂いております。

急傾斜地崩壊対策事業において、一定の規模以上のものに対しては、国から2分の1の補助を頂いて県が施工することになります。

地形条件としましては、高さが10m以上あるもの。ただし、保全する区域に避難路や要配慮者利用施設がある場合は5m以上の崖。それと規模の要件としまして、著しく被害が及ぶ所としては、人家がおおむね10戸以上というのが、補助事業の採択基準となっております。

扶川委員

これは補助事業の基準ですね。だから指定の基準とは違いますね。指定しても補助の対象とならない。規模がある程度大きくならないと県はやらないということですね。

個人で持っている急傾斜地もあります。その下に個人の家が建っていたり、公共の道路が通っていたりする場合もあります。

それが崩れたときに、一体誰が、どんなふうに復旧するのか。それから、崩れたことによって生じた被害は誰が補償するのか。そのあたりについては、まだよく分からない。今日、いきなりお尋ねしても、まだ分からないかもしれないので、整理して教えていただければと思います。

実際、2か所相談を受けている所がありまして、1か所は被害を受ける住民側から、1か所は被害を出してしまうかも知れない業者側から相談を受けています。それにどこまで対応しなければいけないのか、どこまで被害を与えるとペナルティを受けることがあるのか、そういうことは広く知っていただく必要があると思います。そのことが乱開発を防止する上で非常に重要だと思いますので、整理して、また教えていただければと思います。

それから、資源循環型廃棄物処理の県の考え方について伺います。

既に住民運動に取り組んでいる方々から、県内の一般廃棄物焼却炉で出た灰を県が作った熔融炉で処理して、下水汚泥からはリンや、ほかの焼却灰からも貴金属などいろんな物が取れますが、そういう資源循環をするべきだという要望を受けておると思いますが、現状で、この処理施設について、県のメリット、デメリットをどのように捉えておられるか、それだけ説明を頂きたいと思います。それで今後、議論をしていきたいと思います。

美原環境指導課長

ただいま、扶川委員より、資源循環社会の実現に資する溶融炉等によるリン等の再資源化についての御質問を頂いたところでございます。

資源循環社会の実現につきましては、国において本年8月、第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されたところでございます。この基本計画におきましては、循環経済への移行を重要な政策課題とし、循環社会の形成に向け、製造業、小売業などの動脈産業と、廃棄物処理、リサイクル業などの静脈産業との連携による資源循環促進が方向性の一つとして示されております。

循環経済の実現に向けては現在、官民学、様々な主体による技術開発や連携がなされており、扶川委員の御提言の溶融炉によるリン等の再資源化に関する技術も、この一つであると認識しております。

当該技術は、下水汚泥や焼却灰を約1,300℃の高温で溶融し、リンなどの鉱物資源を抽出しようとするものであり、現在、国立環境研究所と民間会社による共同研究が行われ、県では研究者との意見交換を通じ、研究の動向を注視しているところでございます。

この技術につきましては、廃棄物からの資源循環技術として着目される一方で、溶融処理工程における二酸化炭素の排出、県全体におけるリン資源をはじめとした有価金属の賦存量、つまりどれだけ含まれているかという理論値の把握、それから建設や管理に掛かるコストの問題、抽出した資源の利活用先の安定確保など、様々な課題もあると認識しております。当該技術の実用化に向けては、これらの課題を踏まえつつ、事業としての持続可能性を見極めながら、総合的な視点で判断していくことが重要であると考えております。

また、リンの再資源化手法につきましては、県内において鶏糞焼却灰からリン酸肥料を生成している事業もあり、地域の特性に応じた様々な技術手法が提案されております。

県といたしましては、資源循環型社会の実現に資する焼却灰、下水汚泥の再資源化手法について、様々な角度からの技術実証を参照しながら、引き続き研究を重ねてまいりたいと考えております。

岡田副委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時07分）